

第64回 関市東農業委員会総会議事録

場所：関市上之保事務所 2階会議室

○議事日程

平成22年9月6日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 土地改良換地計画に係る同意願について

○出席委員（11名）

1番 丹羽 一三君	3番 打田 紀文君	4番 小寺 捷司君
5番 江川 知明君	6番 漆畑 善道君	7番 波多野武義君
8番 長尾 稔明君	9番 中島 義雄君	10番 後藤 進君
11番 西部 雅之君	12番 村上 忠一君	

○欠席委員（1名）

2番 二俣 親美君

○委員以外の出席者

経済部長	吉田 桂一君
農業委員会事務局長	玉田 和久君
農業委員会事務局課長補佐	平田 浩君
農業委員会事務局主査	古田 考幸君
武儀事務所産業建設係課長補佐	川島 友教君
上之保事務所産業建設係課長補佐	青山 数明君
上之保事務所産業建設係主任主査	堀江 美奈君

午前10時00分 開会

○議長（後藤 進君） 暑い中、ご参集いただきありがとうございます。先月31日の県下農業委員研修会においては、ご出席いただきありがとうございました。

それでは、経済部長が出席してみえますので、あいさつをお願いします。

○経済部長（吉田桂一君） おはようございます。大変暑い日が続いておりますが、健康には気をつけていただきたいと思います。

また、大変遅くなりましたが、全国海づくり大会の大成功に終わりました。皆さまのお力添えに深く感謝しお礼を申し上げます。今後ともご協力のほどよろしくお願い致します。

○議長（後藤 進君） それでは、ただ今より、第64回関市東農業委員会総会を開きます。本日の欠席委員は、2番の二俣親美委員です。

ついては、会議規則第8条の規定により、過半数の出席ですので、総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

3番の打田紀文委員、4番の小寺捷司委員のお2人をお願いいたします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1つの案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（平田 浩君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件の位置図は、1ページになります。

所有権移転で、申請地は、上之保字尾花10190番で、明ヶ島運動公園の南東150mほどの、農振農用地の田で面積が19㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大をするもの。譲渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため、譲り渡すものです。

8月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（後藤 進君） 説明が終わりました。1番の案件について、担当の9番の中島義雄委員の意見をお願いします。

○9番（中島義雄君） 先ほど、上之保の農業委員さんと現地を確認しました。事務局の説明どおり農地と確認しましたので問題ないと思います。

○議長（後藤 進君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

異議なしと認めます。それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、3つの案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（平田 浩君） 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。3件ございます。

1番の案件の位置図は2ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、下之保字正洞2528番外2筆で、下之保の道の駅平成のすぐ北に位置する、市道沿いの畑及び田、計1,601㎡です。

借受人は、申請地付近で、農林業産物の生産、加工、販売を主に営んでおり、しいたけの生産、加工、販売を拡充したいため、申請地を借り受け、しいたけ栽培ハウス、原木置場、作業場として整備するもの。

また、貸付人は、借受人の要望に応え、貸し付けるもの。8月17日に現地確認の結果、雑種地の状況であったため、始末書を添付しています。賃貸借の期間は5年間としています。

農地の区分は、第2種農地と判断されます。

2番の案件の位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、富之保字雁曾礼宮ノ前6287番2で、雁曾礼集会所のすぐ南に位置する、県道大原富之保線沿いの畑、23㎡。

譲受人は、自治会で、申請地の贈与を受け、自治会集会所の花壇として整備したいというもの。譲渡人は、申請地が収益の上がらない小さな畑のため、自治会に贈与し、集会所の用地として利用してもらいたいというもの。

8月17日に現地確認の結果、宅地の状況であったため、始末書を添付しています。

農地の区分は、第2種農地と判断されます。

3番の案件の位置図は、4ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、上之保字岩ヶ洞17476番他2筆で、県道上之保下

袋坂線沿いの三叉路に位置する田、計314㎡。各筆の一部の転用のため地積測量図の添付があります。

借受人は、岐阜県から上之保地内の橋梁補修事業工事を請け負い、申請地をこの工事完了までの仮設道路用地として使用したいため、一時転用により借り受けるというもの。貸付人は、借受人の要望に応えたもの。

8月17日に現地確認の結果、雑種地の状況であったため、始末書を添付しています。農地の区分は、第2種農地と判断されます。

一時転用の期間は、来年2月18日までとしています。

以上、賃貸借権の設定に関するもの2件、所有権移転に関するもの1件の、計3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（後藤 進君） 説明が終わりましたので、担当委員の意見ををお願いします。

○3番（打田紀文君） 1番の案件は二俣親美委員の担当地区ですが、欠席のため意見を述べたいと思います。先ほど、武儀地区の委員のみなさんと現地を確認してきましたが、事務局の説明どおりで問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

○議長（後藤 進君） 続きまして2番の案件について、担当の4番の小寺捷司委員の意見ををお願いします。

○4番（小寺捷司君） 先ほど現地を確認してきましたが、問題ないと思われます。

○議長（後藤 進君） 続きまして3番の案件について、担当の8番の長尾稔明委員の意見ををお願いします。

○8番（長尾稔明君） 先ほど現地を確認してきましたが、問題ないと思われます。

○議長（後藤 進君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします

（全員挙手）

異議なしと認めます。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 土地改良換地計画に係る同意願いについての案件を議題と

します。事務局から説明をお願いします。

○事務局課長補佐（平田 浩君） 議案第3号について説明させていただきます。

土地改良法第96条の4において準用する同法第52条第8項の規定により、美濃東部区域農用地整備事業（本郷換地区）から換地計画の同意願があったので、意見を求めます。

内容は議案の6ページになります。

それでは、換地計画の詳細を、上之保事務所の担当者の青山数明課長補佐から説明いたします。

○上之保事務所課長補佐（青山数明君） 議案第3号 土地改良換地計画に係る同意願について説明させていただきます。

申請地は、上之保事務所より県道上之保金山線を北へ6kmほど行った所にあり、中山間地域特有の耕作地は傾斜地が多く耕地の少ない場所です。

農用地総合整備事業の対象区域及び事業目的は、恵那市、中津川市、下呂市、関市、郡上市、白川町、東白川村、5市1町1村が対象区域でそれぞれの地区が区画整理を始め暗渠排水、客土、農用地造成、農業用道路の整備を行うことにより、生産性の向上と農業経営促進の安定を図る目的で平成11年3月15日に農林水産大臣の認可を受け事業着手いたしました。

本郷地区、農用造成工事はこの事業の一環として、平成16年11月から平成18年3月にかけて行いましたが、当整備計画の変更後の実施計画概要を平成22年4月に公告し周知を図り現在に至りました。

よって、去る8月11日に本郷地区の権利者会議を行い、全組合員にて換地計画の賛同をいただきましたのでここに報告します。

議案の6ページの表をご覧ください。

造成前の土地は、原野106筆、25,666.59㎡。

規定により換地を定めない土地（不換地）は、8筆、1,077.78㎡。

規定による土地（機能交換）は、道路1筆、78.30㎡。

合計115筆、26,822.67㎡。

となっていたものを、

換地処分後の土地は、畑32筆、19,567.00㎡。

規定に定められた土地（創設換地）は、道路9筆、4,034.00㎡。水路9筆、2,857.00㎡

規定による土地（機能交換）は、道路2筆、351.00㎡

合計52筆、26,809.00㎡。

農地に係る換地交付率は、76.24%となっています。この換地交付率とは、従前

の土地面積に対する換地処分後の面積割合をいいます。

この換地計画においては、岐阜県土地改良事業連合会の後藤換地士から適当であるとの意見をもらい、問題がないと考えられますが、慎重なる審議のほどよろしく願います。

○議長（後藤 進君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですが、私からお尋ねします。「法第53条の3の第1項又は法第53条の3の2第1項」の道路・水路と「法第54条の2第6項及び第7項」の道路・水路の違いは何でしょうか。課長補佐の青山数明君にお聞きします。

○上之保事務所課長補佐（青山数明君） 「法第53条の3第1項又は法第53条の3の2第1項」は創設換地で、道路・水路について新たに整備された土地改良施設用地です。また「法第54条の2第6項及び第7項」については、機能交換であり従前にあった道路・水路を整備しています。

○議長（後藤 進君） 従前の土地の合計面積と換地後の土地の合計面積が違うようですが、これはなぜでしょうか。課長補佐の青山数明君にお聞きします。

○上之保事務所課長補佐（青山数明君） 従前の土地の面積は台帳面積で、換地後の土地の面積は実測後の面積ですので、多少の差異が出てくるかと思えます。

○議長（後藤 進君） 他に質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号 土地改良換地計画に係る同意願について、同意することに異議のない方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 土地改良換地計画に係る同意願については、原案のとおり同意することに決定しました。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは、その他の連絡事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（平田 浩君） その他の1、農地パトロール（利用状況調査）実施要領について、古田より説明いたします。

○事務局主査（古田考幸君） 農地パトロール(利用状況調査)実施要領について説明した。

○事務局課長補佐（平田 浩君） その他2、3の説明をします。農業委員会視察研修については平成22年10月14日、滋賀県東近江市を視察します。また次回の農業委員会総会は、10月5日に武儀事務所で行います。

9月の主な行事は、10日が農業人財活用セミナー、14日が転用申請等受付締切日、15日が転用申請等現地確認日、28日が農業会議の答申日になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤 進君） これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもご苦
労さまでした。 午前11時25分 閉会